

■大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目について

1 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおける検討項目

○「今後さらなる取り組みが求められる分野」と記載した事項の対応

- ・余暇や観光
- ・観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー
：引き続き事例の収集等を実施、国等の動向を注視し、府内における対応を検討。
- ・緊急時、災害時の備えに関するバリアフリー　：福祉のまちづくり学会での検討を参考。

○心のバリアフリーの推進　：ガイドライン記載内容の啓発、職員研修等の実施。

○建築物等の整備方針の検討項目

○バリアフリー情報の提供の促進

：府として広域的な移動等円滑化の推進の観点から、市町村や民間事業者等が提供しているバリアフリー情報を一元化し、府のホームページで情報の提供を行う。

2 各委員のご意見による検討項目

○面的・一体的なバリアフリー整備の必要性

：ガイドライン 序章-16に「連続したバリアフリー整備」として取り組みの重要性を一定記載しているものの、面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための、具体的な手法の検討が必要。

○視覚障がい者のエスカレーターへの誘導

：交通バリアフリー基準では、駅舎等における視覚障がい者の誘導方策として、段差解消はエレベーター、スロープによるものが優先され、それによりがたい場合はエスカレーターとされている。
事故発生時の事業者の責任問題も課題であるため、引き続き検討が必要。
⇒交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正等、国の動向を注視。

検討体制（案）

